

◎新潟県告示第612号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立ての竣功を次のとおり認可した。

令和3年4月30日

姫川港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 竣功認可年月日

令和3年4月21日

2 竣功認可を受けた者の名称及び住所

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

新潟市中央区新光町4番地1

3 埋立区域

(1) 位置

新潟県糸魚川市大字寺島字稲場972番地5の間の公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、①の地点から④の地点までを順次に結んだ線、①の地点と④の地点を結ぶ平成31年の春分の満潮位（D.L. +0.51m）における公有水面と東埠頭地区3号物揚場との境界線、④の地点から③の地点を結ぶ平成31年の春分の満潮位（D.L. +0.51m）における公有水面と東埠頭地区2号船揚場との境界線、③の地点から②の地点を結ぶ平成31年の春分の満潮位（D.L. +0.51m）における公有水面と東埠頭地区2号物揚場との境界線及び①の地点と④の地点を結ぶ平成31年の春分の満潮位（D.L. +0.51m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 新潟県糸魚川市大字寺島2丁目21の国土地理院糸魚川三等三角点（北緯37度02分22秒3730、東経137度50分43秒0095）から329度32分33秒455.01メートルの地点

②の地点 ①の地点から73度28分38秒30.00メートルの地点

③の地点 ②の地点から344度00分06秒13.12メートルの地点

④の地点 ③の地点から253度19分21秒30.00メートルの地点

(3) 面積

392.40平方メートル

4 埋立ての免許の年月日及び番号

令和2年4月6日 新潟県港整第18号

5 法第22条第3項の市町村（閲覧場所）

糸魚川市